

行政常任委員会報告

平成 27 年 9 月 1 日
午前 10 時 30 分開議
5 階 委 員 会 室

◎日程

1 消防本部

- (1) 火災の発生について
- (2) 災害時における協定の締結について

2 教育委員会

- (1) 平成 27 年度水難事故防止教室について
- (2) 第 18 回北海道小中学生相撲選手権大会及び平成 27 年度北海道中学校体育大会第 36 回北海道中学校相撲大会について
- (3) 外国語指導助手（A L T）の交代について
- (4) 平成 28 年度から使用する中学校用教科用図書の採択について
- (5) 夕張市教育講演会について
- (6) 平成 27 年度清水沢プールの利用実績について

3 建設農林課

- (1) 夕張市営住宅条例等の一部改正について
- (2) 損害賠償額の確定について
- (3) 市道路線の認定について

4 保健福祉課

- (1) 夕張市立診療所及び介護老人保健施設夕張の次期指定管理者の公募について
- (2) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備・運営事業者の公募について

5 市民課

- (1) 手数料条例の一部改正について

◎出席委員（8名）

大 山 修 二 君
本 田 靖 人 君
高 間 澄 子 君
小 林 尚 文 君
今 川 和 哉 君

熊 谷 桂 子 君
君 島 孝 夫 君
千 葉 勝 君

◎欠席委員（０名）

【委員長挨拶】

（大山委員長）

ただいまから行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は８名全員であります。ほかに議長が出席されております。

理事者側からは、教育長、理事、消防長のほか、関係の室長、課長等が出席されることとなっております。

本日の委員会の進め方についてであります。消防本部、教育委員会、建設農林課、保健福祉課、市民課、まちづくり企画室、財務課、総務課の順に報告を受け、これに対する質疑を行ってまいりたいと思いますが、そのようにとり進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのようにとり進めてまいります。

それでは、初めに、消防本部より報告を受けてまいります。

【消防本部】

1. 火災の発生について
2. 災害時における協定の締結について

（消防次長）

消防本部から２件報告いたします。

まず初めに、火災の発生について報告いたします。資料１をごらんください。

道東自動車道で発生した車輛火災について、平成２７年８月９日、日曜日、１時３０分ごろに道東自動車道下り４８.２キロ 地点、楓トンネル内で車輛火災が発生しております。その火災で、軽自動車１台が全焼しています。

出火原因と損害見積額については調査中です。

この件についての報告は以上です。

続きまして、災害時における協定の締結について報告いたします。資料２

をごらんください。

災害時における協定の締結 2 件について、まず初めに災害応急復旧業務に関する協定について、平成 27 年 8 月 21 日、金曜日に一般財団法人北海道電気保安協会と夕張市は災害が発生した場合、または発生する恐れがある場合における公共施設の電力復旧に必要な調査及び電力復旧工事の監督、指導、検査等について協定を締結いたしました。

次に、石油類燃料の供給等に関する協定について、平成 27 年 7 月 10 日、金曜日に夕張エネックス共同組合と夕張市は災害が発生した場合、または発生する恐れがある場合に当市が保有する緊急車両及び避難所において使用する暖房機器等への石油類の優先給油について協定を締結いたしました。

消防本部からの報告は以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで消防本部を終わります。

【教育委員会】

1. 平成 27 年度水難事故防止教室について

1. 第 18 回北海道小中学生相撲選手権大会及び平成 27 年度北海道中学校体育大会第 36 回北海道中学校相撲大会について

3. 外国語指導助手(A L T)の交代について

4. 平成 28 年度から使用する中学校用教科用図書の採択について

5. 夕張市教育講演会について

6. 平成 27 年度清水沢プールの利用実績について

(教育長)

記載の報告事項につきまして、教育課長のほうより報告させますのでよろしく願いいたします。

(教育課長)

それでは、私のほうから報告をさせていただきます。

まず 1 点目、平成 27 年度水難事故防止教室についてであります。

水難事故防止教室につきましては、平成 22 年度 6 月に発生した中学生の水

難事故を教訓とし、二度とこのような事故が起きないように、平成 22 年度から夕張市消防署の協力により小中学校の児童生徒を対象に開催をしているところでございます。

次ページ、資料 1 をごらん願います。

1 の目的については、記載のとおりであります。児童生徒が海や川での正しい楽しみ方や危険性を認識することにより、水難事故の未然防止を図るとともに、万が一、事故に遭ったときの身の守り方や対象方法について適切な知識を身につけることを目的としております。

6 番目の実施方法をごらんください。7 月 15 日、夕張小学校体育館において、1 年生から 4 年生の 148 名を対象に夕張消防署員を講師に招き、水難事故に遭わないための知識や事故に遭遇した場合の対処方法などについて、ビデオなどを使って講習を行ったところであります。

また、7 月 16 日には、夕張中学校の全生徒 119 名を対象に小学生と同様に座学による講習を行ったところでございます。

7 月 22 日には、清水沢プールにおいて夕張消防職員を講師に夕張小学校五、六年生の児童 70 名が衣服を着たままペットボトルや救命胴衣を使った着衣泳などの実技を通して、万が一、事故に遭遇した場合の対処方法についての講習を受けたところであります。

続きまして、2 点目、2 ページ、資料 2 をごらんください。

7 月 5 日、千歳市開基記念総合武道館常設土俵において開催された、第 18 回北海道小中学生相撲選手権大会に、夕張相撲連盟所属の夕張中学校 3 年生、斉藤昂生さんが中学生男子軽量級の部に出場し、総当たり戦を行った結果、3 勝を上げ見事優勝をしたところであります。

この結果、8 月 9 日、日曜日、東京都の領国国技館で開催された第 26 回全国都道府県中学生相撲選手権大会に出場し、トーナメント戦が行われ、惜しくも 3 回戦敗退となりましたが、ベスト 16 という結果でありました。

次に、7 月 26 日、福島町公園相撲場において開催された、平成 27 年度北海道中学校体育大会、第 36 回北海道中学校相撲大会に同じく夕張中学校 3 年生の斉藤昂生さんが個人戦に出場し、予算を 2 勝 1 敗で通過し、決勝トーナメントでは見事優勝を飾ったところであります。

この結果、8 月 22、23 日、青森県十和田市の相撲場で開催された平成 27 年度全国中学校体育大会、第 45 回全国中学校スポーツ選手権大会に出場したところでありますが、惜しくも予選敗退と、こういう結果になったところであります。

続きまして、3 点目、外国語指導助手(A L T)の交代についてであります。語学指導等を行う外国青年招致事業により運用していた外国語指導助手の

ダブルニコルグレースが平成27年8月5日に任期満了となり帰国したところですが、7月27日から新たに新規ALTをしております、名前はグラム・ローラ・キャサリン・キャラバン、女性の21歳、アメリカの方で最終学歴がコロラド大学校卒業ということになっております。

委嘱期間につきましては、平成27年7月21日から平成28年7月26日であり、7月26日に来日した後、21日から29日まで東京にてオリエンテーションに参加し、29日、夕張に到着をしております。

7月30日には、9時から委嘱状の公布を行い、その後、市長への挨拶等をしたところであり、現在は2月期も始まっておりますので幼稚園や小中学校にて業務を行っているところであります。顔を会わす機会がありましたら、お声をかけいただければと思います。ローラと呼んでいただければ結構だということです、よろしくお願いいたします。

それから4点目、3ページ、資料3をごらんいただきます。

平成28年度から使用する中学校用教科用図書についてであります、同紙につきましては、昨年度より北海道第5採択地区に加盟したことにより、北海道第5採択地区教科用図書採択教育委員会協議会にて採択に係る事務事項を協議することとなりました。

4月10日に第1回の協議会が市で開催され、採択の方針、日程等について協議をなされ、その後、構成の採択に必要な調査研究を行うため、6月10日、学校職員、保護者、私、45名からなる教科用図書調査委員会を組織し、約1カ月にわたる調査研究を行い、7月17日に第5採択地区としての中学校用教科用図書の採択が行われ、これを受けて協議することとなったところであります。

当市では、この調査研究及び第5採択地区協議会の採択結果を踏まえ、8月20日開催の第8回定例教育委員会において協議をし、夕張市として採択をしたものでありますが、第5採択地区の採択結果と行うものであります。

各教科の教科書で発行社等については記載のとおりであります。

続きまして5点目、夕張市教育講演会についてであります。8月11日、夕張小学校体育館において、夕張市教育講演会を開催したところであります。講師に早稲田大学教育総合化学学術員教授でありますカワムラシゲオ氏を招き、学力向上と学級集団づくりと題し小中高等学校の教育関係者を対象に講演を行ったところ、空知教育局の3名を初め、管内の教職員6名、合計33名のところあります。

カワムラ教授につきましては、本年度、夕張中学校で導入したQ-Uアンケートの開発者として知られており、学力向上には学級集団の育成が必要で

あり、教職員スキルアップも大事であるということで、学級の分析を細かく行い、 となる対策を絞りシステムを構築して教員組織に取り組むことが結果を導き出すというようなお話をいただいたところであります。

この教育講演会につきましては、平成 26 年度地域活性化地域住民生活困窮支援交付金を利用して開催したものであり、今後につきましても第 2 弾として 9 月 15 日、火曜日には北翔大学のヤマヤケイザブロウ教授によります講演を夕張中学校において予定をしているところであります。

続きまして 6 点目、平成 27 年度清水沢プールの利用実績についてであります。

4 ページ、資料 4 をごらんください。

本年度は、6 月 28 日の日曜日から 8 月 23 日、日曜日までの 57 日間開設したところであります。

利用者数につきましては、総計 2,341 人であり、 と比べて 79 人の減となっております。

利用者の内訳につきましては表のとおりとなっております。

平成 27 年度と 26 年度を比較いたしますと、一般で 5 人の減、中学生 13 人の減、小学生 127 人の増、幼児 71 人の減となっております。また、小学校のプール授業では 135 人の減と、今年度から幼稚園二つきましてもプール授業を始めたところではありますが、保育園の 授業では 18 人の増ということになっております。

全体の利用者を見ますと 79 人の減となっており、利用を多く検証していくためとなっております。

続いて、有料者数でありますけれども、平成 27 年の 521 人、3 万 6,880 円となり、前年度に比べ 23 人、7,130 円の減というふうになっております。

なお、ごみにつきましても 終了することができました。

平成 27 年度清水プールの利用については以上であります。

原課からはこれで終了いたします。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで教育委員会を終わります。

【建設農林課】

1. 夕張市営住宅条例等の一部改正について
2. 損害賠償額の確定について
3. 市道路線の認定について

(大山委員長)

それでは、次に、建設農林課より報告を受けてまいります。

(建設農林課長)

建設農林課からは、本 9 月定例市議会に付議する案件 3 件について報告いたします。

一つ目の夕張市市営住宅条例の一部改正及び 2 点目の損害賠償額の決定については私から、3 点目の市道路線の認定については、都市計画土木担当課長より説明いたします。

一つ目の夕張市市営住宅条例の一部改正の内容を説明する前に、宮前町建てかえ中の新団地の名称についてということで、これについては地域の町内会の意向も確認して、宮前泉団地と決定していることについて、まず報告させていただきます。

次に、資料の訂正をお願いいたします。

資料の 1 ページ、6 行目に法律限度額となっていますけれども、この部分を法廷限度額に修正いただきたいと思います。

それと 3 ページになります、一番下の表の別表 4 の表 2 とありますが、4 を別表の 3(2)と改めてください。よろしいでしょうか。

それでは、一つ目の夕張市市営住宅条例の一部改正についてでありますけれども、資料 1 をごらんください。

清水沢宮前町で小規模地区改良事業の手法により建てかえを進めている、先ほども申し上げました宮前泉団地を条例に位置づけ、使用料を定めるに当たり関連の条文を整理するものです。

3 ページをごらんください。別表に改良住宅の表中、今年度 10 月 1 日を基準日とする清水沢宮前町で建てかえを進めている 3 棟 15 戸について、管理戸数を追加するものであります。

次に、家賃についてであります、改良住宅の家賃については旧公営住宅法第 12 条第 1 項の規定により、法廷減額以下で事業主体が定めるところになっているところであります。しかしながら、公営住宅の家賃と均衡を図る必要がある場合には、改良住宅法の規定の範囲内において入居者の収入及び当該住宅の立地条件、規模、経過年数に応じた額をもって設定することができるとなっております。

これらを踏まえて、これまで整備されてきた市営歩団地や萌団地、または道営歩団地、実団地が応能応益家賃であり、そういうことからすると今回の宮前泉団地についても木造平屋、住宅性能も同様ということでもありますので、家賃についても既存の施設と均衡を図る必要があるものと捉え、公営住宅に順次、応能応益家賃により取り扱うということについて関係条文の整理を行おうとするものです。

改正点、最後になりますけれども、宮前泉団地に共同施設として戸数分の駐車場を整備しております。この部分について、3 ページ、別表 3 になりますけれども 3 の 2 駐車場、共同施設駐車場に清水沢泉団地の使用料及び区画数の追加をしようとするものであります。

4 ページから 7 ページについては、新旧変更 を添付しておりますので、内容についてご確認いただきたいと思います。

市営住宅条例の一部改正については以上であります。

次に、資料 2、損害賠償額の決定であります。本件は住宅敷地内で発生した車輛の損傷事故に対して施設の管理体制を認め、相手方と示談し、損害賠償を定めるに当たり専決したものです。

事故の発生日時、発生場所、事故車両、車輛所持者等については記載のとおりでございます。

事故原因等については車で敷地内通路にかかるグレーチングを通過した際、グレーチングが跳ね上がり、車底部に接触してマフラーのアース線が破損したものです。

グレーチングの乗せているトラフが経年劣化によりところどころが欠けており、不安定な状態でグレーチングが敷かれていたことが原因と考えるところ です。

基本的には、施設の管理体制ということで損害賠償事案として 4 月 14 日開催の損害賠償委員会を経て示談、賠償金の額について専決を行ったものでございます。

なお、予算については 内での流用で対応しているところでございます。

以上です。

(都市計画土木担当課長)

続きまして、市道路線の認定についてご説明申し上げます。資料 3 でございます。

清水沢宮前町の道道夕張長沼線の清水沢郵便局と労働金庫の間のところになりますけれども、市営住宅再編事業に伴い、市所有地の公衆用道路を改良整備し、改良後、市道として L=183.5 メーターを管理するため、認定するも

のでございます。

以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで建設農林課を終わります。

【保健福祉課】

1. 夕張市立診療所及び介護老人保健施設夕張の次期指定管理者の公募について
2. 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の整備・運営事業者の公募について

(大山委員長)

それでは、次に保健福祉課より報告を受けてまいります。

(保健福祉課長)

保健福祉課から2点ほど報告させていただきます。

まず1点目、夕張市立診療所及び介護老人保健施設夕張の次期指定管理者の公募についてでございます。

指定管理については、以前の議会においてもそのスケジュール等を公表しているところでございますが、今般、具体的な日程等を定めて作業をするに当たりご報告申し上げます。

まず、募集要項の交付についてでございますが、9月14日から10月23日まで、申請書の受け付けにつきましては10月の1カ月間、そして公募者の選定及び結果通知については11月中旬を予定しているところでございます。

1番の施設規模等につきましては、施設、診療所と介護老人保健施設二つございますが、これは棟続きの1棟でございます。

次、2番目、指定管理者が行う業務の範囲でございますが、当然のことながら運営及び維持管理、そしてさらには収入の徴収等に関する業務、そして条例等に定められている設置目的を達成するための必要な業務ということでございます。

あと、診療科目につきましては、内科、総合診療科を基本といたしまして、

専門科目等につきましては整形外科等につきましては指定管理者の協議により充実させるものでございます。

その際、社会医療法人等からの支援を検討していく中、さきにも述べているとおり、一定程度充実していることから支出はしないものでございます。

指定管理期間につきましては、現行も10年であります、一般的な期間として10年程度を予定しております。やはり、これは経営を安定させるためにはこのぐらいの程度の期間が必要との判断からでございます。

5番目、経費の負担につきましては、従来もっておりますが、利用料金制を採用いたしまして指定管理者が行う業務の収入、そして市が支払う補助金及び委託料をもって診療所等の運営をしていただくものでございます。

補助につきましては、従来から行っている光熱水費の増嵩経費、そして事業収入負担金、さらには初期救急医療体制の確保について行うものでございます。

次、2ページ目をごらんください。手数料につきましては、直接、指定管理者の収入とはならないものでございますが、市に納入された手数料相当額を委託料として支払うことでございます。

あと、施設、設備等の付帯設備等につきましては、その維持管理に必要な経費は従来同様、指定管理者は負担するとしております。

また、施設の維持、修繕等につきましても原則、指定管理者が負担するものでございますが、大規模な改修等につきましては1件100万円を超える大規模な改修等につきましては、双方協議の上、負担割合を決めて行うものでございます。

また、医療機器及び備品の維持管理等につきましても、指定管理者が負担するものとしております。

6番目、リスク管理、責任分担でございますが、これについても明確にしております。

4ページ目をごらんください。別紙、リスク責任分担表を付けております。これにつきましても、指定管理者が原則として負担することとしておりますが、その例外として条例等の変更によって経費の増加、または収入の減少が行われた場合、協議を行うと、あと行政上の理由による業務の内容の変更、さらには不可抗力による施設の復旧経費、そして指定管理者の管理瑕疵によらない施設の修繕等につきましても1件100万を超えるものにつきましては協議の上、負担割合を決めるとしているところでございます。

次、7番目、選考要件についてでございますが、まず利用者の平等な利用及びサービスの向上が図られ、そして施設等の効用を最大限に発揮でき、さら

には経営の能力を有しているということと、施設管理において経費の縮減が図られる、これらを満たした上で、さらに本市が抱えている地域医療の課題、つまり高齢社会を見据えて不足している医療を充実させるということと、市民の安全・安心を確保するために初期救急医療体制を強化できることと、地域医療の中核として市内医療機関との連携が図れる、こういう課題を最も効果的に達成できると認めたものを指定管理者として選定するものでございます。

8 番目、応募資格についてでございますが、これは公的医療機関の開設者、さらには医療法人等であって、診療所、病院、さらに老人保健施設を 3 年以上、良好に運営している者、さらには社会福祉法人であって、同じように施設を運営している者、また、一般社団法人、一般財団法人のうち、病院の運営を目的とする法人であって、医療及び介護保健施設を 3 年以上、良好に運営している者、同じく公益社団法人、公益財団法人のうち、3 年以上、これの医業を良好に運営しているもの、こういうものが応募資格として定めております。

また、その他といたしまして、既に耐震診断を行っているところでございますが、耐震等の改修工事等を検討しなければならないということから、指定管理者につきましては、これらの工事にかかる検討及び施行に協力していただくということと、さきに医療保険対策協議会の答申でもあり、平成 39 年度までに清水沢地区への移転を予定していることから、指定管理期間中に移転が実施されることとなった場合につきましても、指定管理者は移転改築に協力していただくということと、指定期間の満了日まで指定管理を行うものとしております。

これについては、広く医療法人等から応募するための要綱としましております。

次、引き続き 2 点目をご説明いたします。

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の整備・運営事業者の公募についてでございます。

今般、市内の事業者から認知症高齢者グループホームを実施したいとの相談があったことから、その整備運営につきましては、実施については介護保険事業計画に見込むことが必要であり、その上では限りがあるということから、事業の公平性を保つため、その点検については公募とし、事業者を選定するということといたします。

今年度の整備によって事業開始は来年の 4 月以降ということになります。スケジュールは、公募要項の公表・受け付けは 10 月 1 日、それらの書類の提出期限が 10 月 16 日として、整備・運営事業者の選定及び結果の通知を 11 月

初旬にするところでございます。

整備・運営事業者の選定方法につきましては、市が定めている評価基準により評価した上で、夕張市地域密着型サービス運営委員会に意見を徴収し、選定するものでございます。

この事業における財源につきましては、北海道で行っている介護サービス提供基盤等整備事業交付金を活用し、行うものでございます。

以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

ございませんか。

(高間委員)

指定管理者、診療所の指定管理者の公募なのですが、この募集方法というのはどんなようなことを考えていらっしゃるのか。

(保健福祉課長)

広く一般から応募することを目的といたしまして、ホームページ等で掲示しながら募集するという方法を考えております。

(大山委員長)

ほかにございますか。

(千葉委員)

診療科目の件なのですが、総合診療科とはどういう科なのか。

(保健福祉課長)

総合診療科というのは、今は非常に医療が先端技術等を伴って細分化しているのですが、1人の医者が広くその患者を診れるということで、内科から、ある程度、整形外科とか各種にわたって見識を有した、そういう診療に当たるという科目でございます。

(千葉委員)

希望の杜さんも総合診療科がありますよね。なかなか市民のほうに総合診療科ということが伝わっていないというか、そういうことがあって希望の杜さんのほうに行かないというようなことは考えられると思うのですが、その辺についていかがですか。

(保健福祉課長)

今、ご指摘の件については、しっかりと総合診療科の意味を市民の皆さんに周知しながら取り扱っていきたいと思っております。

(千葉委員)

整形外科等については、今後、指定管理者が決まった段階で市と協議していくことになっておりますけれども、例えば決まった指定管理者が整形外科等ができないというようなことが出てくる可能性もあると思うのですけれども、その点についてお考えをお願いいたします。

(保健福祉課長)

基本的に要綱の中で高齢者社会を対応した、しっかりとした診療科目ということ募集要項の中に書いてありますので、それについては当然、整形外科ということを前提にしておりますので、受け入れないということは前提としては考えておりません。

ただ、現実においても診療所、今の体制においても社会医療法人等から整形業界の派遣を受けているという、そういう ございます。

(大山委員長)

よろしいでしょうか。

ほかに何かございますか。

(高間委員)

資料 2 のほうなのですけれども、グループホーム、これを運営事業者公募ということなのですけれども、これ場所だとか、これは診療所内に設けるといことですか。

(保健福祉課長)

1 番目の案件と 2 番目の報告案件は全く別です。診療所内ということではございません。

ただ、事業計画において、この事業をやることにおいての選定です。ですから、その事業者がどこでやるというのを あります。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(熊谷委員)

今のそのグループホームの件ですけれども、その規模はどういった規模で募集する予定でしょうか。

(保健福祉課長)

用紙に書いているとおり、1 ユニット 9 名……

(大山委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで保健福祉課を終わります。

【市民課】

1. 手数料条例の一部改正について

(大山委員長)

それでは、次に市民課より報告を受けてまいります。

(市民課長)

おはようございます。市民課からは、報告事項が 1 件、手数料条例の改正についてであります。

資料 1 の 1 をお開きください。

本年 10 月 5 日、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部が施行となり、住民票に記載のある国民全てに 12 桁の番号が附番されることとなりますが、その番号を記載した 2 種類のカードが住民に交付されます。

まず、資料の表における左側の通知カードですが、マイナンバーを附番された全ての方にそれぞれの住所地に郵送されるものであり、自分のマイナンバーが何番なのか、文字どおり通知する紙媒体のカードです。

一方、個人番号カードについては、表面に住所、氏名、年齢、性別のほか、顔写真を掲載し、身分証明書としての役割を持つほか、内臓した I C チップからインターネットによる電子申請の際に用いる法的個人認証のための電子証明書等を記録するものとなっております。

この個人番号カードは、希望者に交付されるものであり、希望者は通知カード郵送時に同封された申請書により交付申請を行うことで、平成 28 年 1 月より随時、受け取りができるものであります。

なお、個人番号カード交付時に通知カードの返却を求めることから 2 種類のカードを同時に持つことはできません。また、個人番号カードは、従前より発行している住民基本台帳カードの機能を有していることから、個人番号カードの交付が開始されることに伴い、住民基本台帳カードの発行は本年 12 月末までとなります。

通知カード、個人番号カードの交付に関して、初回交付分は国の施策により住民負担はありませんが、紛失、破損等により再交付を受けようとする場合、カード作成の実費分を交付手数料としてお願いしていく、市の手数料条例の一部改正案を第 3 回定例市議会に提案したいと考えております。

条例の一部改正に当たって、カード発行の根拠法であるマイナンバー法の施行日にあわせ、2 段階の施行とします。資料の 1 の 2 をお開きください。

まず、平成 27 年 10 月 2 日施行分で、通知カード再交付手数料の条文追加を行い、次に、次ページの資料記載のとおり、平成 28 年 1 月 1 日施行として

住民基本台帳カード交付手数料の削除と個人番号カード再交付手数料の追加を条文に記載することであります。

なお、個人番号カード再交付時においては、カード再交付の手数料 800 円とともに、電子証明書の再発行料 200 円を別に徴することとなりますが、この電子証明書分については、国の外郭団体である地方公共団体情報システム機構が市町村に委託し徴収するものであることから、市の手数料条例の対象外であることを申し添えます。

なお、マイナンバー法施行に当たっての市民周知は、これまでも広報で行ってまいりましたが、10 月 1 日号においては通知カード、個人番号カードの内容について掲載し、市民周知に努める考えであります。

以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(熊谷委員)

個人番号カードにつきましては、取得希望者というふうになっているのですけれども、今、テレビや新聞でも年金情報が大量に流出したということから、このカードについてもその情報の流出について懸念の声が上がっていますが、その辺、どのようにお考えですか。

(総務課長)

熊谷委員からのご指摘でございますけれども、このマイナンバー制度の導入実施に当たって、当然、全国的にそういう声も懸念されているわけでございます。

後ほど、総務課のほうで個人情報の部分、条例の一部改正の部分でも説明をさせていただきますが、予想されるそういう個人情報の流出については国が示すマニュアルに沿ってしっかりと対応しているというところでございます。

(熊谷委員)

市としては内容はわかりましたが、国の対応というのもどこまで本当にできるのかなというのが市民の不安はあるというふうに思いますので、一応、申し上げておきます。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(本田委員)

最後の電子証明書 200 円がかかりますというお話がありましたが、これは

ただ条例の対象外ということで、今回、何気に載っていないのですが、結局、市民が再発行するときには1,000円かかるということによろしいですか。

(市民課長)

本田委員のとおりです。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(高間委員)

ちょっとこれに合うのかどうか、ちょっとあれなのですけども、この番号が利用されるようになると全てに利用されていくのだと思うのですが、当面、どういう部分から活用されていくのかなということで、この場所で聞いていいのかどうか。

(大山委員長)

休憩を挟ませていただきます。

午前11時15分 休憩

午前11時16分 再開

(大山委員長)

会議を再開をいたします。

ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで財務課を終わります。

【まちづくり企画室】

1. デマンド交通実証実験実施計画について

1. 清水沢駅及び十三里駅について

1. 幸福の黄色いプレミアム商品券の販売について(2回目)

1. 今後の主要観光施設の基本方針について

(大山委員長)

それでは、次にまちづくり企画室より報告を受けてまいります。

(まちづくり企画室長)

まちづくり企画室からは4点、報告がございます。

1番目のデマンド交通、2番目の清水沢、十三里駅二につきましては私のほうから、3番目のプレミアム商品券、観光施設の基本方針については、商工観光課長である三浦課長からご説明させていただきます。

まず、デマンド交通の実証実験実施計画についてご説明させていただきます。

す。

デマンド交通につきましては、23 年 3 月策定の夕張市生活交通ネットワーク計画、こちらのほうで導入可能性調査、モデル地域での実証実験を行うという計画が立てられております。

25 年度にアンケート調査等々を行いまして、南部地域で比較的受け入れられる可能性があるということで、25 年度に調査報告書をまとめております。

26 年度のバス会社等とヒアリングを行いまして、実証実験に向けて検討してきたところでございますが、地域活性化地域住民生活等研究支援交付金、こちらの国の補助金のほうが活用できるということで、27 年度に実施するという形で進めてきたものでございます。

運行区域につきましては南部区域と清水沢区域を結ぶものとなっております。

運行時刻については、資料 2、資料 1 のほうに記載しているとおりでございます。こちらのほうはアンケート等としまして、既存の市から補助が出ている部分の置きかえプラス純増する部分がございます。

利用料金につきましては、現在の最寄りのバス停から清水沢区域までのバス料金と同一の金額といたします。

利用方法といたしましては、事前登録、事前予約が必要ということとなっております。

使用車両につきましては、ワゴン車、9 人乗りを 1 台使用する形となっております。

運行期間につきましては、11 月 1 日から来年 1 月 31 日までを予定しております。また、住民の周知につきましては、10 月広報、また住民説明会、ポスター掲示等を行って住民に周知するものでございます。

デマンド交通につきましては以上でございます。

続きまして、資料 2、清水沢駅及び十三里駅につきましてはということでございます。

こちらのほう、若干、新聞報道とかございましたが、経緯といたしましては 6 月に J R 北海道の担当者が来庁いたしまして、27 年 9 月 30 日をもって清水沢駅の窓口営業を終了して無人化したいという旨の通知を受けております。

7 月に J R、また J R 北海道の担当者が来庁いたしまして、平成 28 年 3 月をもって十三里駅を廃止するという旨の通知を受けております。

これを受けまして、7 月 31 日開催の 27 年第 1 回夕張市地域公共交通協議会の中で、J R 北海道及び上記について説明をさせていただきました。

今後につきましては、無人化に伴い定期券の購入は新夕張駅での対応となるのですけれども、清水沢地区でも購入できるように高校での出張販売とか、

地域内での委託販売を行うよう J R 北海道と協議 しているところでございます。

私からは以上でございます。

(商工担当課長)

まず最初に 8 月 1 日付けで人事異動によりまして、まちづくり企画室商工担当課長となりました三浦でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうから 2 点、ご報告いたします。

まず、幸せの黄色いハンカチプレミアム付商品券の件でございますが、10 月販売を予定している 2 回目のことについてでございます。

本券につきましては、地域住民生活緊急支援事業として実施するものであり、本市でも 6 月に第 1 回目の販売を実施したところ、大変な人気となり、販売からわずか 3 日間で完売となったことは皆さん、ご承知のことと存じます。

その後、実は北海道より第 2 回目の販売に当たりまして追加発行の支援規模の打診がありまして、夕張として協議を進めたところ、希望いたしまして夕張市の配分の内定が決まっております。ただ、正式にはちょっと、きょう北海道のほうから正式に発表されるというふうに聞いておりますので、現時点では予定と見込み額ということでご報告をさせていただきます。

2 回目の販売につきましては、当初、第 1 回目同様、総額 4,500 万円分を予定しておりましたが、北海道より今、申し上げました追加分 6,000 万円分が確保することができましたので、合計 1 億 500 万円分、前回と比較しまして 2.3 倍の販売額を予定してございます。

なお、これに要する 30%分のプレミアム分の経費と 2,090 万円については全額北海道より支援事業補助金という形で交付が見込まれておりますので、この内容については 9 月議会での予算補正を提案させていただくことを予定しております。

こういった状況の変化に伴い、また、第 1 回目の販売結果を踏まえて、第 2 回目の内容の見直しを行っておりますので、資料 3 の 1 で比較表として資料をお示ししておりますので、主な内容について具体的にご説明いたします。

まず、対象者ですが、市内在住者に加え、市内に勤務されている方という項目も対象として拡大します。販売期間は 10 月 14 日から完売次第終了ということとしますが、最長で 10 月 30 日までといたします。

前回は、販売初日を年金支給日に実は設定したところ、購入希望者が多数となり、窓口が混雑したという経過もございまして、この緩和策として、まず 1 日前倒しし、10 月 14 日を初日と設定してございます。

使用期間につきましては、発売日から約 3 カ月後の 1 月 31 日までとし、市

内約 130 店舗で利用できるのは前回と同様でございます。

販売内容についてですが、前回 5,000 円のセットと 1 万円のセット一緒に話をしたのですが、5,000 円のセットにつきましてはほぼ需用がなかったということで、一律 500 円券、26 枚つづり、1 万円販売の使用が 1 万 3,000 円と、こういう形になっていっているのです、今回は販売を予定しております。

注目の購入限度額なのですが、ご説明したとおり販売数が増加することに踏まえ、前回の販売状況の実績等総合的に検討して、1 世帯当たり 3 万円だったものを 4 万円、子育て世帯については 5 万円だったものを 6 万円に設定して、限度額を 1 万円、それぞれ上げるということで設定をいたしました。

なお、子育て世帯につきましては、前回中学生以下のお子さんがいるところとしていたところ、高校生以下いということに拡大をいたしたいと思っております。

次に、販売場所と時間帯についてであります、資料 3 にお示ししておりますが、申し上げたとおり前回、販売開始早々完売となったことから、今回も初期団体での混雑、ある程度想定されるわけなのですが、この経験を踏まえて商工会議所と連携しながら、しっかりした窓口対応を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

具体的には、前回同様、商工会議所と南支所を販売所と基本としながら、10 月 14 日から 16 日の間では記載のとおり、各ふれあいサロンや集会所等で出張販売も同時に行い、窓口の分散化を図ることとしております。

また、日中、働いていて夜買えなかったというご意見が市民の中からもありましたことから、販売初日から 3 日間につきましては商工会議所において午後 7 時までの時間延長販売の対策を講じているところでございます。

プレミアム商品券については以上でございます。

次に、今後の主要観光施設の基本方針についてご説明いたします。

財政再生計画においては、市が所有する観光関連製品については売却、または指定管理制度により管理委託する、売却先、または委託先が定まらない施設は原則として休廃止するとされております。

また、今年度の市政執行方針において、平成 29 年 3 月末で指定管理期間が満了となるマウントレーススキー場及び付随する宿泊施設などが財政再生計画に基づき売却を検討してまいりますと、市長が表明をしているところであります。

この基本的な方針に基づき、マウントレーススキー場、ホテルマウントレースイ、ホテルシュエパロ、ファミリースクールひまわりの 4 施設につきましては、今後、売却を基本として進めてまいります。

現段階では詳しいスケジュールをお示しすることはちょっと困難な面もご

ざいますが、まず検討を進めていくに当たり、売却を予定している物件等同程度の不動産売買の仲介に実績があるような専門業者のご意見をいただきながら進めていく、アドバイザー契約を結びながら進めていくことが必要と考えておりまして、9月中に公募できる予定でたゞいま事務作業を進めているところでございます。

仮にこの契約先が決まりましたら、市としての具体的な方針を固めながら売却条件や物件の詳しい調査、売却先に向けた宣伝などの業務を事業者に委託することとなります。

これらの観光施設の売却は、社員の確保のみならず将来にわたり拡充をしていくことにより、交流人口の増加と安定した地域経済の基盤を構築していくために非常に重要と考えておりまして、また、売却後の営業計画がスムーズになされるように、できれば早い時期に売却先を決定したいと考えてございますが、準備等にも相当な時間を要するということが想定されます。

しかしながら、平成28年度の早い時期に売却先の候補ができるように進めていきたいというふうに現段階では考えております。

なお、現在は指定管理いただいている夕張リゾートさんに指定管理いただいているわけですが、こちらともきちっとした情報交換を行いながら、協力もいただきつつ適切に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(今川委員)

プレミアム商品券の部分なのですが、資料3の1、今回、対象者が前回と異なり、市内に在住または勤務している方の対象が広げられてはいるのですが、これの本人確認についてちょっとお聞きしたいのです。

前回、恐らく保険証や免許証で市内に在住しているかどうかというのは判断していたと思うのですが、これが勤務なので、そこは自己申告なのか、それとも社員証の提出まで求めるのかということをお聞きします。

(商工担当課長)

販売の窓口で前回も保険証だとか、身分証明書的なものをご提示いただくように周知する場合がありますが、例えば会社に勤務している、何かわかるようなものが提示していただければ排除する方向ではなくて、多くの市外から

通っていらっしゃる方からも声がかかったということも踏まえて拡大しようという意図ですので、方法的には何かそういったわかるものをお持ちくださいという中身で周知したいというふうに思っています。

(熊谷委員)

今のプレミアム商品券の件なのですけれども、前回、購入した方も今回ももちろん購入できるわけですね。

それで今、お話にもあったように今回は勤務している方たちにまで枠を広げたというところで、また殺到するかなという予測しますよね。そういったときに、やはり早く買える方というのは時間的に余裕があったり、車などお持ちで移動するのが簡単で買い行こうと思ったらすぐ買いに行けるという方たちがやはり早くに買えるというふうに思うのですが、そういう方たちとほかの方たちが言いたいのは、前回、買えた方たちと、それから前回買えなかった方たちと同じ土俵で買いに行かなくてはいけないのかなと、そこを何か前回買った方たちがちょっと少し何日か後からとか、そういうことって考えられないのかなとちょっと思ってお聞きしています。

(商工担当課長)

対象者として市民の公平性という観点からはちょっと、正直、前回のことも踏まえてある程度の混雑はいたし方ないのかなというふうには正直思っております。

ただ、できるだけ先ほど申し上げましたように窓口を広げるなり、緩和策を講じていくとともに、正直、最初の3日間ぐらいが勝負だと思っているのです。なので、夜の部、前回も1日では売り切れていないですし、販売数も2.33倍になったということを踏まえれば、ある程度は持つだろうということを踏まえ、なおかつ申し上げましたとおり、夜間の部分も市民のご要望に応じて延長したという点でご理解いただければなというふうに思います。

(高間委員)

些細なことなのですけれども、詳しいことは10月広報ということで書いてありますけれども、例えばそこまで行けない方とかという方がもしいらっしゃる……(「何に対する質問ですか」と発言するものあり)

同じくプレミアム商品券のことなのだけれども、そこまで行かれない方というのは、例えば誰かに書類を添えてお願いできるのでしょいか。

(商工担当課長)

先ほども申し上げましたように窓口を、出張販売も含めてやるということも含めて窓口に来ていただけるのがもちろん一番いいわけなのですけれども、例えば郵便物ですとか、保険証だとか、預けていただければ、それは引用したといいますか、いうふうな形で見なす形で現金も預かってくるわけでは

うから、そこはできるだけ排除することのないような形で窓口で対応させていただければなというふうに考えてございます。

(千葉委員)

デマンド交通についてご質問したいのですけれども、これの委託先は決定しているのかどうなのか、今後あれするのかどうなのか。

もう 1 点、ワゴン車 9 人乗りなののですけれども、例えば 9 人以上の希望が出た場合等について、何か対策等考えているのかどうなのかお願いいたします。

(まちづくり企画室長)

今のご質問にお答えいたします。

デマンド交通委託先は、夕張鉄道株式会社となっております、8 月 24 日付で契約しております。また、定員につきましては 9 人定員なので、超えたら予約をお断りすることもあるのですけれども、実際、これまで走っているバスの乗車状況からすると 9 人いくことはほぼないだろうという形で考えております。

以上でございます。

(千葉委員)

清水沢駅と十三里駅の廃止の問題で、第 1 回夕張市地域交通協議会の中で説明されたとあるのですけれども、出席している委員のほうからこの廃止等についてのご意見等があったかどうかお願いします。

(まちづくり企画室長)

その場では特にご意見はございませんでした。

(熊谷委員)

資料 2 の (2) の件です、定期券の購入についてなののですけれども、高校生が本当にここにも J R 北海道に出張販売の要望をしているということなののですけれども、高校生がやはり学校内で買えるとか、やはり清水沢で買えるとか、そういうことを必ずできるように、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

(まちづくり企画室長)

今、そちらの方向で J R 北海道とは協議しておりますので、無人化に伴ってなるべくご不便がかからないような形で助成をさせていただきたいと思います。

(今川委員)

観光施設の基本方針について、資料 4 なののですけれども、売却の基本方針として進めているということですが、これ 4 施設は一括売却という形になるのですか、それとも分割での売却も考えているのかということをお願いします。

(商工担当課長)

できればなのですけれども、これから条件を整え、それから買っていただく方をこれから探していくことになるわけなのですけれども、そこら辺も含めて協議の題材にはなろうかと思うのですけれども、市としてはスキー場が肝になっているわけで、宿泊施設もそれぞれお客様の質といいますか、違う部分があるわけで、できれば経営的にも一括していったほうが好ましいと思いますし、市としては一括で買っていただけるのが一番好ましいというふうに考えてございます。

(今川委員)

一括の場合も分割の場合も一つ気になるのがファミリースクールひまわり、これ前回、耐震診断でちょっとまずい数字が出ていたと思うのですけれども、その場合、一括であろうと分割であろうと、これを売却というのはそもそも可能なのかということ、恐らく耐震の改修をしてから売却ということにはならず、現状での売却だと思われるのですけれども、この点について一言お聞かせいただければ。

(商工担当課長)

ご指摘のとおりでございますが、その体育館も含めてどうしていくのかということも含めてアドバイザー先と相談をしながら売却条件の一つとして状況もきちんとお示しをして、内容を詰めていきたいというふうに考えております。

(大山委員長)

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これでまちづくり企画室を終わります。

【財務課】

1. 財政再生計画 9 月の変更について
2. 9 月補正予算について(補正予算調書)
3. 平成 27 年度三者協議開催結果について
4. 平成 27 年度普通交付税の決定について
5. 夕張市税条例の一部改正について

(大山委員長)

それでは、次に財務課より報告を受けてまいります。

財務課の場合、(1)と(2)まで、まずは報告をお願いいたします。

(財務課長)

今、委員長のほうからお話がありましたように、一番の財政再生計画の 9 月の変更の内容、それと 2 番目のそれに関連する補正予算ということで、2 案件一括説明をさせていただきます。

まず、資料 1 をごらんいただきたいのですが、計画変更の内容でございます。

今回の変更につきましては、第 2 次、6 月以降に生じた新たな課題に対応するところでございます。

計画変更後の収支増減額でございますが、約 1 億 3,000 万円となっております。

次に、財源でございますけれども、国道支出金や各種基金の繰り入れなどの特定財源を活用するほか、一般財源におきましては財政調整基金からの繰入金及び臨時財政対策債より対応するため、計画の期間、これの変更がないかということでご理解願います。

それではまず、歳出のほうからご説明いたします。

1 番目の幸福の黄色いハンカチ基金積立でございます、これは毎回出てきますけれども、特定団体を指定した寄付金に対しまして、寄附金を早急に活用するために積立金を行うものでございます。

団体名につきましては夕張カレーそば協議会、緑が丘保育園、夕張ジュニアスキーチームとなっております。

次に、2 番目から 5 番目、これ関連でございますので一括説明を申し上げます。

ふるさと納税啓発業務ということで、ふるさと納税の寄附金につきまして、当初見込み額、これを大きく、大幅に上回る見込みがあるために、これにかかる所要の経費を追加計上するというものでございまして、経費につきましては消耗品、運搬費、数量、それと特産品の品代ということになっております。

次、6 番でございます。幸福の黄色いハンカチ基金の助成ということですが、これ 1 番目で申し上げました 3 段階に追加しまして、夕張 団体、道の駅夕張メロン 運営協議会、この 2 件を足した 5 団体に助成金を交付するという内容でございます。

7 番目、夕張市再生方策検討委員会開催でございます。これにつきましては、夕張市の再生方策、今後の方策に関する検討委員会の設置を行いまして、その開催に伴う所要経費を追加計上するというものでございます。

次、裏面に行きます。8 番目、総合行政システム改修でございます。これは、マイナンバーシステム耐震にかかる所要の経費を計上するというものでござ

います。関連しているのは14番、後期高齢者医療事業関係への操出金、それと16番の児童福祉システム改修でございます。いずれも、マイナンバー関係の改修ということになります。

次、9番目でございます。これは先ほど、まちづくり企画室から報告がありました地域住民生活緊急支援事業でございます。プレミアム付商品券の発行販売事業につきまして、道より6,000万円相当分の補助金の追加計上があったので、所要の経費を追加するという内容でございます。

10番、コンパクトシティ構想策定事業でございます。北海道のコンパクトシティ先行モデル構想策定事業補助金を活用しまして、都市拠点、基本構想図の作成及び入館証による多機能施設整備検討調査などを実施するという内容でございます。

11番は先ほど言いました、12番諸統計調査でございます。当初、予算で見込んでいなかったところの調査内容が道から委託が追加されまして、それに伴う経費を追加計上するというものでございます。

13番目、介護保険事業会計操出金でございます。この内容、三つありまして、まずマイナンバー制度導入に係るシステム改修、これが一つということと、それから介護保険法の一部改正により、保険者の負担軽減が図られ、その財源を公費で負担することとなったために、その経費を追加すると。

それから三つ目には高額介護サービス費の増加によりまして、当初予算を超過する見込みがあるため、不足する所要の経費を追加するという内容でございます。

14番は飛ばしまして15番です。民法テレビ清水沢中継局設置費負担金でございます。内容につきましては、民法で唯一未開局であったテレビ北海道が12月に開局することに伴いまして、3月までの負担金を計上するというものでございます。

16番飛ばします、17番、18番関連で一括説明申し上げます。子ども・子育て支援関連事業でございますが、子ども・子育て支援新制度が4月1日から施行されたことによりまして、道の経費に国庫支出金が交付されることとなったため、当初の財源として見ていた一般財源、これを減額することによって財源振りかえを行うということでございます。

事業費に変更はございません。

次に19番、共同浴場関係です、これもいつも修繕のところで出てくるのですが、共同浴場の維持補修につきましては発生主義ということで既存の床を見て改良していきたいものでございます。

今回、当初予算に計上している内容に対して不足する部分を計上するという内容でございます。

20 番、農業排水河川整備管理業務でございます。道の委託業務であります樋門機関操作等業務は、実を操作し、畑に逆流を制限するため、5 の管理人を委嘱しているところであります。

この報酬の単価が上がったことによりましてアップ分を追加するという内容でございます。

次に、21 番でございます。通学路交通安全プログラム策定ということでございます。これは、登下校中の児童生徒の交通事故にかかる防止対策につきまして、文部科学省、国土交通省及び警察庁より通知がなされたもので、これに伴いまして歩道の点検や改善に向けてのプログラムを策定するという経費の計上でございます。

次に、22 番、中学校浄化層修繕でございます。浄化層の設備が老朽化等によりまして正常に作動しないということでありまして、水中ポンプ及びモーターなどを取りかえ、修繕を行うという内容でございます。

23 番、炭鉱生活館の解体でございます。閉館中の石炭博物館の地階及び模擬鉱路に毎年、屋根からの落雪により被害があるところですが、これに対し見学者に危険を及ぼす可能性があることから、子ども文化振興基金を財源としまして除却するという内容でございます。

24 番、32 番までは、これは返還金でございます。まず、24 番から 29 番までにつきましては、平成 26 年度の実績額が確定したことに伴いまして、既に交付済みの国庫支出金について超過交付となったものを返還する手続きです。これは全て福祉関係の交付金でございます。

それから、30 番から 32 番の 3 件につきましては、同じ内容でございますが、これは今度、道支出金、これが今度、道支出金、これで返還金ということになります。

以上で歳出についての説明を終わります。

次、裏をごらんいただきたいと思います。歳入でございます。

記載のとおり、歳出計上に関連する特定財源の追加と一般財源につきましては先ほども申し上げましたように財政調整基金繰入金により、臨時財政対策債で措置するものでございます。

歳入金額につきましては歳出同額で 1 億 3,004 万 9,000 円ということになっております。

なお、次の資料の 1 の 2 につきましては、6 月変更後の 今回の変更内容を記載しているところでございます。ご参照願いたいと存じます。

以上で、計画変更の報告を終わりますが、現時点におきまして計画変更の導入に向けて国 でございます。したがって、内容 場合があることを申し添えておきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

次に、資料 2 でございます。

ただいま計画変更で説明しました 今度は補正予算で たいと思います。

まず 1 ページめくっていただいて、裏面です。地方債の補正でございます。

7 月の普通交付税の算定は予算を上回ったために臨時財政対策債への振替額の増額に伴いまして限度額も追加するという内容でございます。

補正額、限度額の引き上げにつきましては 1,231 万 1,000 円でございます。

次に 2 ページ、一般会計の款別総括でございますが、総額 1 億 3,004 万 9,000 円で、財源内訳につきましては国道支出金が 5,494 万 2,000 円で、うち国が 1,818 万 4,000 円、道が 3,676 万 1,000 円となっております。

その他は 3,619 万 6,000 円、これにつきましては寄附金が 54 万 8,000 円、基金繰入金が 3,564 万 8,000 円の内訳となっております。

一般財源 3,890 万 8,000 円につきましては、先ほどから何度も申し上げております財政調整基金繰入金及び臨時財政対策債を充てるところでございます。

次に、3 ページ以降でございます。一般会計の事項別明細の補正でございますが、この内容につきましては先ほど計画変更の で資料 1 でご説明をしておりますので割愛をいたします。

なお、事業経費に対します財源につきまして、適用に詳細に記載しております。ご参考賜ればと思います。

次に 6 ページお開きください。特別会計でございます。

まず、介護保険事業会計、一般会計で説明した介護保険事業関係の繰出金の内容でございます。1 件、独自で買い物や事業関係、独自の経費として 1 件ございます。これは、平成 26 年度介護給付費及び地域支援事業費の確定によります国や道への返還金でございます。

なお、5 番目の財源振りかえですけれども、これにつきましては一般会計からの繰入金 409 万 8,000 円が繰り入れされましたので、その分 費保険者保険料を減額するということでございます。

予算総額につきましては、補正前 16 億 4,930 万 5,000 円、補正額 2,456 万 6,000 円、補正後は 16 億 7,387 万 1,000 円となっております。

最後のページでございます、後期高齢者医療事業会計でございます。これは、先ほど説明いたしましたマイナンバーシステムの改修経費ということでございます。

財源につきましては一般会計繰入金でございます。予算総額 2 億 4,838 万円、補正額 196 万円、補正後が 2 億 5,034 万円と以上で、資料 1、資料 2 の説明を終わらせていただきます。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより、ここまでの報告に対する質疑を受けてまいります。

(今川委員)

財政再生計画の変更予定事項の資料 1 なのですけれども、この事業名 10 のコンパクトシティ構想策定事業、これについてお聞きします。

この都市拠点基本構想図の作成及び民間手法による多機能施設整備検討調査などを実施するために 1,600 万円の事業経費が計上されておりますが、これは構想図の作成と整備検討調査までの費用なののでしょうか、それともこの整備件等調査の後に整備事業に移るかと思うのですが、それまで見込んだ経費なのかということをお聞きいたします。

(財務課長)

今川委員のご質問にお答えいたします。

この内容につきましては、都市拠点基本構想図の策定というものと調査までということで、調査まで入って、それ以降の事業というのは計上しておりません。

(今川委員)

1,600 万で調査、結構な金額だと思うのですけれども、これは主に 費というような形になりますでしょうか。

(財務課長)

これは、個々の経費でということで計上しているのではなくて、委託契約、業務 ということ一括契約をして、その契約 1,600 万円ということでございます。

(千葉委員)

7 番目の夕張市再生方策検討委員会開催についてですけれども、この件の予算につきましては、先日行われました国と道と市の三者協議の後に市長が発表した新聞報道によります、その件で予算をつけたということでよろしいですか。

(鈴木理事)

そのとおりでございます。

(千葉委員)

三者協議で市長は国のほうにお願い、三者にお願いしたというか、国と道にお願いした、その国と道のほうのご意見等がもしあれば、これをやりたいということで説明されていると思いますけれども、国と道のほうから何らかのご意見等があったのかどうか。

(総務課長)

委員長、ちょっと報告案件と質問の趣旨が違うと思いますので、これは別件になるのではないかと、今の千葉委員の質問はあり方の質問だと思いますので、今の財政再生計画の変更の部分とちょっと違うのではないかなというふうに思いますので。

(財務課長)

今、委員長がおっしゃったようにその後、三者協議の結果報告ということで行います。

そこでは記者会見の内容は報告は予定しません。しかしながら、ご質問があれば、こういうことで理事のほうからお答えすると思いますけれども、そこでもしあれであればご質問をいただきたいというふうに思います。

(千葉委員)

よろしいです。

一般会計、先ほどの委員会開催の件なのですけれども、具体的に報償費が4万2,000円とか旅費97万8,000円とかとあるのですけれども、これについて例えば単価お幾らで委員さんが何人いるか等がわからなければ、これが出てこないと思うのですけれども、これらについてわかれば教えていただきたいと思います。

(財務課長)

まず、委員の数については7名ということで計上をしております。予定をしております。

それから、あと経費の内訳を申しますと、今、費用弁償 旅費ですね、それと印刷製本費、それから議事録のデータ化をします とか、そういうもの。それから、当然、会議をしますので会議使用料と、こういう段取りになっております。

以上です。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、ここで一旦、昼食休憩をとり、午後1時から再開をしたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、休憩に入りたいと思います。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

(大山委員長)

午前に引き続き、会議を再開したいと思います。

それでは、財務課より報告を受けてまいります。

(3) 番についてお願いをいたします。

(財務課長)

進行につきまして、ちょっとお話をさせていただいてよろしいでしょうか。

先日行われました三者協議の結果報告ということで、今お話ししたいと思いますけれども、ここでは全課長そろっております。それで、この資料 3 についてのみの報告をしたいと思いますので、ここで一旦切って、ご質問等を受けていただきたいということでございます。よろしくお願いします。

それでは、引き続き報告をさせていただきます。

3 番目の平成 27 年度三者協議開催結果についてでございます。

8 月 24、25 日の 2 日間、夕張市におきまして国からは総務省、自治財政局、財務調査課長のほか 3 名、北海道から総合政策部地域主権行政局長ほか 6 名、本市からは理事ほか、全課、室長が出席をしまして、実務者レベルの三者協議が開催されたところでございます。

三者協議は、平成 24 年度から開催してございまして、引き続き 4 回目の開催となるところでございます。

日程の第 1 日目につきましては、本市の現状を国、北海道の実務担当者に理解をしてもらうため、別紙 1 のとおり各所を視察したところでございます。

場所の設定に当たりましては、第 2 日目の議事にかかります協議事項、管理施設などを中心に決定をしたところでございます。

視察終了後は市役所におきまして国や北海道の市議会及び市の管理者メンバーを行ったところでございます。

第 2 日目につきましては、将来にわたる優先課題 4 項目について議論を行いました。そして、午後からはフリーストークという形で意見交換の時間を設けたところでございます。

それでは、理事の内容について報告をしてまいりたいと思いますが、その前に今回の協議の進め方について説明をしたいと思います。

昨年度までは市の懸案事項を共有した上で、個別の事業ベース、その必要性、緊急性、財源確保対策などについて協議を行いました。

このことによりまして、通常の計画変更の円滑化が図られるという効果があったところでございます。

今後の引き続き懸案事項を三者で共有しまして、計画変更の円滑化を図るため、同様の協議を進めてまいります。

今年度におきましては、一定程度、三者の共通する認識ができたという面

もありまして、財政再生計画を取り進める上で、将来にわたる大きな枠組みを必要だという認識を踏まえて、特に重要な項目について市政執行方針などから重要な報告をピックアップをしまして、基本的な方針について協議を行い、三者で認識を共有したところであります。

具体的に説明をしますと、配布資料別紙2の平成27年度懸案事項調書をお開きください。

左から、大分類、協議項目、中分類、項目となっております。懸案事項は、平成27年度市政執行方針を大分類としまして、方針及びを整備するため、中分類に2項目に各分類しているところでございます。

今年度におきましては、先ほども言いましたように将来に大きな国の議論ということで、その中分類の中から特に重要な項目、懸案調書でいいますと協議項目の丸のついた項目、これを選定しまして協議を行ったところでございます。

協議の具体的な進め方は、担当課長から課題にかかる内容などを説明し、その後、国、北海道から質問や意見等の発言がありまして、最後に三者で確認を行ったところであります。

それでは、1番目、持続可能なまちづくり、2番目、交流人口の増加方策、3番目、子育て環境の充実、4番目、行政執行体制、この4件についての協議内容を報告いたします。

1番目の持続可能なまちづくりについてであります。CBMの試掘につきましては、エネルギーの地産地消を打ち出していきたいという大きな事業であるため、これについては具体的な事業化を進める中で、今後、計画変更に向けて協議を進めていくことが確認をされました。

また、都市拠点整備、公共施設等総合管理計画、住環境対策を関連させて、まず住環境の整備が夕張においても非常に重要なものであり、それをソフトランニングすることが夕張市の発展の核となるということで、民間の賃貸住宅の活用なども含めまして、住宅の環境対策を進めていくという認識がなされたところでございます。

また、マスタープランとコンパクトシティを連動しながら、公共施設総合管理計画などを進めていくということも確認されたところであります。

市立診療所の移転改築につきましては、遅くとも平成39年度までに清水沢地区で供用開始をするというような方向で、今年度中に次期指定管理を決定する予定でありまして、将来的な指定管理者と移転改築の協議について進めていくということの確認をされました。

2番目の交流人口の増加方策につきましては、市の観光施設のあり方が財政再生計画の中で売却、または指定管理することとなっており、それができな

い場合は休止の方針ということを再確認したところでございます。

3 番目の子育て環境の充実につきましては、学校教育環境の充実ということで、認定こども園については、今後、事業が具体化した段階で財政再生計画の変更などについての協議を行っていくと、また高校の魅力づくりにつきましては、ワーキングをつくって取り組んでいるところでありますが、こちらについても事業化した段階で計画変更の協議を進めていくことが確認されたところでございます。

なお、保育料負担の軽減につきましては今後、計画変更へ向けての手続きを進めているという方向で協議がなされたところでございます。

最後の 4 番目、行政執行体制でございますが、現状の課題などについて、その認識を共有しました。また、それを踏まえて職員採用のあり方などについて、今後、計画変更の際に協議をしていくことで確認をしたところでございます。

以上が三者協議の結果の概要でございます。

次に、二つ目の議事項目でありました意見交換会でございますが、国道及び市の担当者の一堂に集う貴重な機会であることと、財政再生計画とあわせて 9 年目を迎えております。

これまでは法のもとでの行財政運営の現状のもとに、この場で 7 名の課長ら 11 項目にわたり現状を取り巻く課題など訴えて、国道にそれぞれ意見をちょうだいしたところでございます。

最後に、市民への周知につきましては、本日、ホームページに掲載をしまして、また 10 月広報夕張に掲載する予定でございます。

以上で、三者協議関連の報告を終わらせていただきます。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、三者協議についての質疑を受けてまいります。

ございませんか。

(小林委員)

それで三者協議、大変ご苦労さまでした。特に今回は大きな枠の中で夕張のこれからの課題についての部分の、その夕張の将来を見据えた部分で三者協議に臨みたいという部分でのお話かと思いますが、そのうち、冒頭によりますと第三者による検証委員会と、この部分で国道の 言われているというような報道のされ方でございますけれども、その割りそれぞれ国道からそれに対してのコメントなり、お話があったのかどうか、この辺について 1 点だけお伺いしたいと思います。

(鈴木理事)

小林委員のご質問にお答えいたします。

まず、国からのコメントとしましては、三者協議とはまた違った意味合いで住民目線、もしくは混合有識者の方の考えているという ですから、学者だとか、そういう方の目線で、この夕張のあり方を議論していくことというのは大変、有意義ではないかという話をいただいております。

また、道からもほとんど趣旨は同じなのですけれども、将来に向けて幅広く夕張の再生を考えていくということは今、ちょうど行っているのは三者協議とは違った意味合いがあるのではないかと、役割があるということで、これも意味深いことだということで発言をいただいております。

以上でございます。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、(3)については、以上といたします。

それでは、続けて財務課より報告を受けてまいります。

(財務課長)

それでは、4番目の普通交付税の決定についてと5番目の市税条例の一部改正ということで、2件続けて報告をしたいと思います。

まず、資料4をごらんください。

平成27年度の普通交付税等の概要をご説明いたします。

決定権は、平成27年7月24日で行いました。交付決定額は、普通交付税が35億3,139万4,000円、また地方交付税特別会計の財源不足するため振りかえられた臨時財政対策債が2億3,824万3,000円であります。

そのほか、抜粋した実績の交付税は37億6,963万7,000円で行いました。

前年度との比較でございますが、普通交付税が66万6,000円の微増でございます。臨時財政対策債につきましては、1,733万6,000円の減額で、6.8%の減少となっております。

全体としましては、1,667万円の減額で0.4ポイントの減少となっております。増減額の要因でございますが、基準財政収入額につきましては、消費税引き上げに伴う地方消費税交付金の増加などでございます。

一方、基準財政需要額では、過疎対策事業債の年次 終了に伴う 及び人口減少等特別対策事業費の新設にかかる増額などでございます。

次に、財政再生計画との比較でございます。

普通交付税が2億794万4,000円の増額で6.3% でございます。また、臨時財政対策債につきましては1,231万1,000円の増額で5.4%増加したとこ

ろでございます。

全体としましては、2 億 2,025 万 5,000 円の増額で 6.2 ポイントの伸びとなったところでございます。

また、参考としまして、空知管内の算定結果及び全国の算定結果を記載してあります。

なお、空知管内の各市町の交付内容につきましては、別紙 1 のとおりしております。ぜひ、ご参照願いたいと思います。

以上で、普通交付税関係の報告を終わります。

次に、5 番目、夕張市税条例の一部改正については、担当課長から報告申し上げます。

(税務担当課長)

8 月 1 日付で税務担当課長の池下でございます。前職におきましては、皆さんに大変お世話になりましてありがとうございました。税務に移りましたけれども、今後ともよろしく願いいたします。

私のほうからは、夕張市税条例の一部改正についてご説明させていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律が交付されたことに伴い、市税条例の関係部分の改正を行うものであり、改正内容につきましては行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行日において、各税目における申請等にかかる個人番号等の利用についての規定整備とあわせて現行条例における文言整理等を行うものであります。

なお、文言整理を除く関係条文を添付しておりますので、ご参照願います。

以上につきまして、次期定例会に提案を予定していることをご報告申し上げます。

以上でございます。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより、ただいまの 2 件についての質疑を受けてまいります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで財務課を終わります。

【総務課】

1. 夕張市個人情報保護条例の一部改正について

2. 夕張市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の制定について
3. 夕張市職員の再任用に関する条例及び退職手当支給条例の一部改正について
4. 「高校生夕張キャンプ 2015」について

(大山委員長)

それでは、次に総務課より報告を受けてまいります。

(総務課長)

総務課からは4点の報告となります。

まず、最初の夕張市個人情報保護条例の一部改正について、2点目の夕張市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の制定について、この2点はいずれもマイナンバー制度の導入にかかる必要な条例の改正と条例の制定の部分でございます。

マイナンバー制度についてでございますが、午前中、各委員からのご質問がございましたので、制度の概略等々について簡単に説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、先ほど市民課長のほうから通知カード、番号の通知カードの説明がございました。この10月から全国民一人一人に個人番号12桁の番号が付されます。これは、全ての個人情報が、この番号が付されることによって全ての個人にかかわる情報が一元化されると、まずそういうことでございます。

これまで国の機関、あるいは北海道の機関、そして夕張市、さまざまな個人情報を持っていますが、これが番号で統一されることで、全部、その番号で国の機関、道の機関、そしてこの三者で個人の番号がつながるということでございますので、国税の納付状況、あるいは市税の納付状況、それが紙ベースでやりとりをしなくても端末で全部情報がつながっておりますので、個人番号を で押せば、それにかかる個人にかかる情報が全部三者で共有できるという中身になってございます。

膨大な個人の情報が一元化されるということで、先ほど委員のほうからも情報漏洩、個人情報の漏洩の懸念がご意見としてありました。当然、情報が一元化されるということは、情報がもし漏洩した場合に、それに伴うリスクというのは非常に大きなものでございます。

そういったものを守るべく、今後、国のマニュアルに従って情報の漏れがないように庁舎の情報管理の徹底していかなければならないというふうに考えてございます。

なお、この個人番号が各国民一人一人に付されることによって、これまでで個人情報保護という観点で、夕張市の場合は夕張市個人情報保護条例というのがございますが、これによって守られてきた個人情報というものがマイナンバー制度導入によって、個人番号がつくことによって全て特定個人情報という扱いになります。特定個人情報について、それを守る条例というものが当然、全自治体ないわけでございまして、新たにこのマイナンバー制度の導入に伴って、特定個人情報を守るという観点の条例が必要になるということが1点と、これまで個人情報保護条例によって守られてきた個人情報の中には、当然、自治体独自で実施している事業がございます。

例えば夕張市でいけば、児童生徒就学援助、あるいは奨学資金貸付、夕張市医療費給付、独自給付です、こういったものも全て特定個人情報が絡むということでございますので、これまで個人情報保護条例で守られてきた以外のものをどういうふうに守っていくかという部分では、この個人情報保護条例にさらに特定の個人情報を守るという文言をつけ加えなければならないということになります。

そういった意味での条例の一部改正ということになりますので、この2点について、担当主幹のほうから説明させていただきますので、よろしく願いしたいと思います。

(鈴木主幹)

資料1をごらんください。

夕張市個人情報保護条例の一部改正ということですが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等にかかる法律、いわゆる番号法の施行に伴い、行政機関が保有する個人情報に新たに個人番号が加わると、個人情報というのは氏名、生年月日、住所、性別等が基本となります。これらに個人番号がつくことによって、先ほど課長がご説明したとおり特定個人情報ということになるということです。これが適正に保護されるように所要の改正を行うというものであります。

改正の内容であります。

特定個人情報の追加ということで先ほど申しました個人情報に個人番号をプラスされました特定個人情報というものを追加すると、あわせて情報提供等記録というものを追加することになっております。

情報提供等記録がどういうものかということ、番号法により国地方公共団体などの間で、個人番号を用いて行う情報提供ネットワークシステムを使っての情報提供ということで、情報を提供すると記録されると、自動的に記録されると、いわゆるログと言われるものなのですけれども、これを追加するというのがまず1点であります。

任意代理人による請求ということで、特定個人情報について、自己の情報の開示請求、訂正、利用停止請求に当たって、任意代理人から請求を認めるというのですが、これは何かといいますと、このほどの番号法によりましてマイナポータルという個人のパソコンから、個人のパソコンを用いてログインするといったことで、自分の情報がどういったものが提供されているか、またはどういったやりとりがされているかという記録の部分を見ることができというのがマイナポータルというものであります。

この部分に当たりまして、パソコンを利用できない方が任意の代理人を使ってこのパソコンでログインするということができることによって、パソコンで確認を人に頼む場合を想定して、この条文が加わるということになります。

続きまして 3 点目です。情報提供等記録の訂正通知ということで、情報の提供について、訂正があった場合、例えば生年月日が間違っていたとかという部分で訂正があった場合については、総務大臣、国、そして情報提供者、照会した情報の提供者を加えるということで、先ほど申しましたとおり、情報のやりとりをすると自動的にログというものでそのやりとりは記録されるということでもありますので、そういったことから訂正はこの三者に行かないと全て直らないということになりますので、この辺の訂正についての を条文に盛り込むということになります。

その他の改正としまして、個人情報の存否応答拒否の新設ということで、この部分につきましては個人情報がある、なしということを答えることによって、その方のプライバシーを侵害するという場合には、そのある、なしということを答える自体も拒否することができるということで、この部分の条文を新たに という部分でございます。

2 点目、利用停止請求の新設ということで、是正という申し出を廃止して利用をまた停止するというところで、利用停止請求というものを新設したという部分が改正点であります。

三つ目、施行日であります。平成 27 年 10 月 5 日、個人番号の附番日ということが施行日となります。ただし、情報提供等記録に係る規定は番号法附則第 1 条第 5 号の施行日ということで、平成 29 年 1 月、これは先ほど申しました情報提供ネットワークシステム稼働予定年月日が施行日ということになります。

続きまして、資料 2 をごらんください。

夕張市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の制定についてであります。番号法の規定により、地方公共団体の条例等に基づき行う事務について

も個人番号を利用することができます。

本市において、個人番号を利用して行う本市独自の条例等で定めた事業について、個人番号入力するためにこの条例を制定するものであります。

個人番号の利用ということでは、先ほど課長申しましたとおり医療給付、それと就学援助、奨学資金、この三つが現在、独自に利用しているという形になりますので、この部分を個人番号が使われるということで盛り込んだものであります。

そして、個人番号を用いた情報連携ということで、これは何かと申しますと個人番号の利用実施というのが、実施期間単位になっていることから、市長部局と教育部局では違う期間という認識になっています。

そのため、お互いの間で情報連携が必要となるものについては、それを規定しないと情報の連携はできないということから、ここに定めるものであります。

施行日につきましては、平成 28 年 1 月 1 日、番号法における個人番号利用開始日施行するということであります。

以上であります。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、ここまでで質疑を受けてまいりますが、いかがでしょうか。
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、引き続き、3 番、4 番と報告をお願いいたします。

(総務課長)

では、3 点目の夕張市職員の再任用に関する条例及び退職手当支給条例の一部改正について、担当主幹のほうから説明をいたします。

(鈴木主幹)

資料 3 をごらんください。

夕張市職員の再任用に関する条例及び退職手当支給条例の一部改正についてであります。被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の規定法律に改正があることから所要の改正を行うものであります。

改正の内容であります。再任用につきましては、特定警察職員とこの中には消防吏員が含まれております。の定義を地方公務員等共済組合法から厚生年金保険法に改める。

2 点目が、退職手当支給条例中、傷病程度の基準を地方公務員等共済組合法

から厚生年金法に改めるということであります。

施行日につきましては、厚生年金一部改正の部分を法の施行に伴い平成 27 年 10 月 1 日からということになっております。

以上であります。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、ただいまの件について、質疑を受けてまいります。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、次、お願いいたします。

(総務課長)

それでは、4 点目の「高校生夕張キャンプ 2015」本年度の高校生夕張キャンプの実施状況についてご報告をいたします。

資料 4 をごらんください。

本年度のキャンプの実施につきましても、昨年同様 1 期、2 期、3 期の工程に分けてそれぞれキャンプを実施してきております。

1 期については、記載のとおりの出場校をもって夕張メロン等農産物の流通体験と現地交流活動ということで、これからの夕張の再生に向けて夕張の特産品である夕張メロン、これをどういうふう再生に活用していくかというさまざまな視点、アイデアの発表ですとか、あるいは市内で地元の夕張高校と交流イベントを通じて、地元高校生との交流を図ったということでございます。

2 期については、高校男子学級、そして本年度から新たに高校男子バスケットボール部ということで記載の日程においてそれぞれの会場で試合が行われております。

3 期目については、昨年に引き続き高校女子サッカーということで、サングリンスポーツビレッジで女子サッカーのリーグ戦を開催をしたということでございます。

以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、「高校生夕張キャンプ」についての報告について、質疑を受けてまいります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕
ないようですので、これで総務課を終わります。

(大山委員長)

以上で、本日予定しておりました案件は全て終了いたしましたので、行政
常任委員会を閉じます。

大変ご苦勞さまでございました。

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 行政常任委員会

委 員 長
